入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1　発注者（契約権者）

福島県立原町高等学校長　　山崎　雅弘

2　入札に付する事項

公告に示すとおり。なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。なお、参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあっては仕入先又は卸し先。以下「仕入先等」という。）となることは認められていない。応札製品について該当が無いことを確認のこと。

4　入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第３号様式。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記５(1)に示す期限及び場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

(1) 納入期限までに必ず納入する旨の「確約書」（様式任意（参考様式１））
※申請者の記名及び登録印があること。

(2) 想定品以外の物品で応札しようとする場合は、福島県立原町高等学校長の確認を受けた「提案協議書」（第５号様式）を添付すること。
なお、提案協議書は福島県立原町高等学校へ令和元年７月２４日（水）正午までに提出し、確認を受けること。

(3) 参加資格制限期間中の者が今回の調達契約に係る物品の全部若しくは主要な部分の仕入先等となっていない旨の製造元からの「証明書」又は申請者の登録印による「確認書」（様式任意（参考様式２））

5　入札書の提出期限等

(1) 確認申請書の提出期限及び場所
令和元年７月２９日（月）午後４時　福島県立原町高等学校　事務室
なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び場所（開札の日時及び場所も同様）
令和元年８月２日（月）午前１１時　福島県立原町高等学校　北校舎１階第二会議室
なお、郵送による入札は不可とする。

6　入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第６号様式）に必要とする事項を記載し、上記５(2)の指定日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア　条件付一般競争入札参加資格確認通知書（福島県立原町高等学校からの通知）の写し

イ　委任状（第７号様式）　※代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア　落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ただし、代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7　入札保証金

財務規則第249条第１項第４号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8　入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記５(2)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記６(2)で指定する書類確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。

(5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、１回に限り再度入札に付すことができるものとする。

9　入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立原町高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10　入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第１号様式）により福島県立原町高等学校に、令和元年７月２４日（水）正午まで説明を求めることができる。

回答は、福島県立原町高等学校ホームページに掲載する。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合があるときは、この限りではない。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
(5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
ア　契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ　正当な理由がなく契約を履行しなかった者
オ　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。 ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
(7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11　入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難な場合も、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。
(1) 上記３の入札参加資格のない者の提出した入札
(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
(3) 委任状を持参しない代理人のした入札
(4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札
(5) 記名、押印を欠く入札
(6) 金額を訂正した入札
(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
(8) 同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
(9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

13　落札者の決定

(1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第１項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

(4) 落札者は落札決定後、入札金額の品目ごとの内訳書を提出すること（様式任意）。

14　契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第１項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 財務規則第229条第１項各号（別記１）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15　契約書等の作成

(1) 購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から１０日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第５項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16　契約条項は、契約書及び財務規則による。

17　当該契約に関する事務を担当する部門は、上記５(1)と同じである。

別記１

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第２項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 施行令第167条の５第１項又は施行令第167条の11第２項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去２年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。第249条第１項第２号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人をいう。第249条第１項第２号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第１項第２号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(6) １件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)～(11)　（略）

(12) １件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第１号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(13)～(18)　（略）

２　（略）

第１号様式
（ファクシミリ送信）

入札説明書等に関する質問書

令和　　年　　月　　日

（fax：０２４４－２３－７９０９）
福島県立原町高等学校長

入札参加者　住　　所
商号又は名称　　（代表者印省略）
代表者職・氏名

電話番号　（　　－　　－　　）
ファクシミリ（　　－　　－　　）

案件名	原町高等学校　タブレット端末ほか　視聴覚教材等　一式
質　　問　　事　　項	

第２号様式

入札説明書等に関する回答書

令和　　年　　月　　日

福島県立原町高等学校長

案件名	原町高等学校　タブレット端末ほか　視聴覚教材等　一式
質　　問　　事　　項	
回　　答　　事　　項	

第３号様式

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

福島県立原町高等学校長

（〒　　－　　）
住　　所
（ふりがな）
商号又は名称　　印
代表者職・氏名

電　話　番　号　（　　－　　－　　）
ＦＡＸ番号　（　　－　　－　　）
（作成担当者職・氏名　　）

令和元年７月１９日付け公告ありました調達契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の４第１項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

１　参加希望品名　　原町高等学校　タブレット端末ほか　視聴覚教材等　一式

２　物品購入（修繕）競争入札参加有資格者登録について
(1)　登録番号　　（　　）
(2)　有効期間　　年　月　日から　　年　月　日まで

３　物品購入（修繕）競争入札参加有資格者にかかる参加資格制限の有無について
有　・　無

４　本店、支店又は営業所の所在地（福島県内にある事務所）

（本書の提出は不要です。）

第４号様式

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和　　年　　月　　日

様

福島県立原町高等学校長

先に申請のありました条件付一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

<table>
<tr><td>購入等件名
及び数量</td><td colspan="2">原町高等学校　タブレット端末ほか　視聴覚教材等　一式</td></tr>
<tr><td rowspan="3">本公告に係る

入札参加資格

の有無</td><td>有</td><td></td></tr>
<tr><td>無</td><td></td></tr>
<tr><td>入札参加資格が
ないと認めた
理由</td><td></td></tr>
</table>

※１　入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

２　この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

第５号様式

提案協議書

令和　　年　　月　　日

福島県立原町高等学校長

住　　所
（ふりがな）
商号又は名称　　印
代表者職・氏名
電　話　番　号　（　　－　　－　　）
ＦＡＸ番号　（　　－　　－　　）
（担当者氏名　　）

「原町高等学校　タブレット端末ほか　視聴覚教材等　一式」の提案について

このことについて、仕様を満たすものとして、別添のとおりカタログ等を添付し、提出しますので確認してください。

案　件　名	提案品名	規格・型番	定　価
原町高等学校　タブレット端末ほか　視聴覚教材等一式			

※定価は、消費税抜きの金額とすること。

上記のとおり提案協議のありました件について、内容を確認した結果は、次のとおりです。

仕様を満たしているものと認めます。

仕様を満たしておりません。

（いずれかを○で囲む。）

令和　　年　　月　　日

福島県立原町高等学校長

（担当者名及び電話番号）

第６号様式

入　札　書

金　額 (税抜)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

品　　名　　原町高等学校　タブレット端末ほか　視聴覚教材等　一式
納入場所　　福島県立原町高等学校
納入期限　　令和元年９月２７日（金）

上記のとおり入札(見積)いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者職・氏名　　印
(代理人氏名　　印)

福島県立原町高等学校長　様

注）１　金額の文字の頭に、¥を付すこと。
　　２　再度入札（見積）の場合は、入札(見積）書の前に「再」と記入すること。

第７号様式

委　　任　　状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和元年８月２日に執行される「原町高等学校　タブレット端末ほか　視聴覚教材等　一式」の入札及び見積に関する一切の権限。

令和　　年　　月　　日

福島県立原町高等学校長　様

委任者　住　　所
　　商号又は名称
　　代表者職氏名　　印

受任者　職名又は住所
　　氏　　名　　印

（代理人が出席する場合に必要）

（参考様式１）

確　　約　　書

令和　　年　　月　　日

福島県立原町高等学校長

入札参加者　住　　所
商号又は名称　　（代表者印）
代表者職・氏名

案件名「原町高等学校　タブレット端末ほか　視聴覚教材等　一式」

本件について受注した際には、指定の納入期日である令和元年９月２７日（金）までに製品を必ず納入することを確約いたします。

（参考様式なので、利用する場合の修正等は自由です。）

（参考様式２）

確　認　書

令和　　年　　月　　日

福島県立原町高等学校長

入札参加者　　住　　所
商号又は名称
代表者職・氏名　　（代表者印）

案件名「原町高等学校　タブレット端末ほか　視聴覚教材等　一式」

参加資格制限期間中の者が、今回の調達契約に係る物品の全部若しくは主要な部分の仕入れ先等となっていないことを確認いたしました。

（参考様式なので、提出する場合の修正等は自由です。）